電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（登録の対象とする無線局） **第十六条**　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～十　略］ 十一　設備規則第四十九条の三十四第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局 十一の二　設備規則第四十九条の三十四第二項に規定する技術基準に係る無線設備（同項第五号ただし書に該当するものを除く。）を使用する陸上移動局 ［十二　略］ （登録局の無線設備の規格） **第十七条**　法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。 ［一～十　略］ 十一　設備規則第四十九条の三十四第一項に規定する技術基準 十一の二　設備規則第四十九条の三十四第二項に規定する技術基準 ［十二　略］	（登録の対象とする無線局） **第十六条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局 ［新設］ ［十二　同上］ （登録局の無線設備の規格） **第十七条**　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準 ［新設］ ［十二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後				改正前			
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。				（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］			
送信設備		許容偏差		送信設備		許容偏差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）			上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～六　略］				［一～六　同上］			
七　次に掲げる送信設備		［略］	［略］	七　［同上］		［同上］	［同上］
［(一)～(六)　略］				［(一)～(六)　同上］			
(七)　九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備				(七)　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備			
［(八)　略］				［(八)　同上］			
［八～十九　略］				［八～十九　同上］			